平成２７年（フ）第２１９７号
大阪府寝屋川市東神田町19―１　社会福祉法人いわき会　特別養護老人ホーム東神田の里、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田中町９番１号
債務者　中本　一夫
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１号
岩手県大船渡市猪川町字中井沢78番地２　県営住宅６号棟106号
債務者　岡澤　由美
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第６５号
山形市大野目４丁目１番４号　ラベンダー102号
債務者　和田　佳子
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
山形市大字十文字848番地１　燦燦、前住所山形市城西町４丁目21番14号
債務者　原田　宣広
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
山形市北山形１丁目６番44号　美国荘
債務者　安達　　茂
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2487番地の11　西越49団地　２号棟８号室
債務者　楠本　郁美
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第３８号
岩手県花巻市桜台１丁目11番２号
債務者　伊藤　泰尚
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３４１号
埼玉県川口市弥平１丁目18番３号205号
債務者　相原　　弘
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番27号　メゾン秀和103
債務者　山口　清勝
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８９号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目11番６号　ブライトアサカ202
債務者　佐藤　みき
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
埼玉県草加市吉町２―４―45　イズミハイム202、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区東有馬２丁目34番16号　ＳＫハイツ102
債務者　宮本　忠仁
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
埼玉県越谷市大字三野宮426番地１　コスモサンノミヤＢ209号
債務者　細田　　博
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
埼玉県草加市草加３丁目３番５号　ファミリー１番館105号、旧住所埼玉県草加市松原４丁目Ｄ41番204号
債務者　谷頭　重光
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
埼玉県深谷市宿根40番地６
債務者　吉田由貴枝
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５８号
新潟県南魚沼市六日町820番地１　山本アパート２階
債務者　樋口新太郎
１　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
北海道江別市幸町５番地の18　ハイツこまどりＡ棟202号
債務者　溝口　雅代
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７３号
札幌市白石区栄通３丁目１番15―202号
債務者　藤田　　匠
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部